

中部運輸局の処分は間違っている

—マスク着用拒否者 路線バス乗車拒否事件—

リスク管理研究所 高市幸男

1. 事件概要

2022/4/7、伊豆箱根バスの路線バス、伊豆長岡三津シーパラ線の車内で、マスクを着けずに乗車していた女性客に運転手がマスクを着けるよう声をかけた。客が応じなかったため運転手と言い合いになり、運転手はバス停のない場所でこの客を降ろした。

国土交通省中部運輸局は、客からの苦情やバス会社からの申告を受けて、2022/4/22 に監査を行い、2022/9/1 正当な理由がないのに乗車を拒否し、バス停以外の場所で降ろした道路運送法違反があったとして、伊豆箱根バスに対し、バス2台についてそれぞれ25日間の使用を停止する行政処分をしました。

マスクの着用をめぐる乗車拒否で路線バスの運行会社が処分を受けるのは全国で初めて。ネット上では、「この行政処分は厳しすぎる」「運転手さんがかわいそう」といった批判と、「すべての場所でマスク着用を強要されてはならない」「妥当な判断」といった賛同意見が飛び交った。

2. 中部運輸局の判断

中部運輸局は、現行の法律解釈に基づく判断を行っている。行政処分の法的根拠は次の通りである。

①「正当な理由なく」乗車を拒否することはできない

路線バス（乗合バス）の運行は道路運送法で規律されており、バス会社は法律や運送約款に従って路線バスを運行しなければならない。そして路線バスの運転手は、法律が定める正当理由がある場合を除いて、乗客の乗車を拒否したりまだ降りたくない乗客を途中で降車させたりすることはできない。

②乗車拒否の正当な理由がない

乗車拒否の正当な理由とは、天災などで運行に支障がある場合や、既に満員で乗客を乗せることが出来ない場合、乗客が危険物などを持ち込もうとしている場合、新型コロナウイルスなどの感染症に感染していたり、症状の所見がある場合、泥酔した者又は不潔な服装をした者等であって、他の旅客の迷惑となる恐れがある場合、などである。マスク着用拒否だけでは、乗車拒否の正当な理由に該当しない。

③マスクの着用拒否は、「他の乗客の迷惑となる恐れ」に当たらない

厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、「通勤ラッシュや人ごみの中ではマスクを着用しましょう」とマスクの着用を推奨している。しかし、それは推奨であ

って強制ではない。マスクを着用しない人の中には、アレルギーなどの健康上の理由があることもあり、マスクをしないというだけでは、他の乗客の迷惑となる恐れがあるとは言えない。

④バス停以外の場所で乗客を降ろすことはできない

路線バスは運行ルートや運行回数、運行時刻などを定めた運行計画を事前に届け出たうえで、それに沿ってバスを運行する義務がある。そのため、運転手が事前に届け出たバス停以外の場所で乗客を降ろすことはできない。

3. 実態、社会情勢による判断

中部運輸局の判断は表面的な法律解釈に基づくもので、現場における実態、社会情勢を見ない間違っただ判断であると考え。なぜなら、

- ①厚生労働省の推奨は、マスク着用が通勤ラッシュや人ごみの中において、感染リスクの低減に効果があることを認めている。
- ②一般人の大半は通勤ラッシュや人ごみの中においてマスクを着用している。
- ③可能な限り感染リスクを減らしたいという考えから「マスク着用を義務化してほしい」と主張する人もいる。
- ④路線バスを利用する乗客の中には、マスクの着用拒否に対して不安感や、嫌悪感を覚える人がいる。
- ⑤マスク着用者と拒否者の同乗により、乗客同士の争いが発生した場合、バスの運行に支障をもたらす恐れがある。
- ⑥マスク着用拒否の理由を尋ねても、虚偽の回答の恐れがあり、着用拒否理由によって正しい判断をすることはできない。
- ⑦マスク着用拒否者に、コロナウイルス感染の事実を尋ねても、虚偽の回答の恐れがあり、正しい判断をすることはできない。
- ⑧マスク着用拒否者が、コロナウイルスに感染していないと判断する根拠がないからである。

4. リスクマネジメントと法律

法律は過去発生した及び将来予測される事件・事故に基づいて、制定されている。しかし、法律は全ての事例をカバーできるものではなく、法的に規定されていない事件・事故の発生が多々発生している。発生したリスクについて法的な対処法がない場合は現場における判断が優先されるのが常識と言える。また、法的に定められている事であっても、リスクの態様によっては法律を犯してでも身を守らざる得ない事もある。

法律を守る事がリスクの回避とはならず、逆にリスクを招くことがあることも知らなければならぬ。

以上